

お客様各位

ベビーマグちゃん・ランドリーマグちゃんへの消費者庁の措置命令について

2021 年 4 月 28 日

横浜国際開発合同会社

代表 田村佳代

平素格別のご厚情を賜りありがとうございます。昨日、消費者庁より株式会社宮本製作所に対し景品表示法に基づく措置命令が発出され、報道、各種メディアに掲載されております。

お客様に多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、申し訳ありません。

事実関係および現時点における当面の対応につきまして、ご連絡申し上げます。

何卒ご高配くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 消費者庁の認定事実と措置命令の概略

容器包装に「洗剤を使わなくても大丈夫なお洗濯」「部屋干しのイヤな臭いをすっきり解消!」「菌の抑制」「除菌試験により 99%以上の抑制効果が確認されています」等と表示することにより、あたかも当該商品を利用すれば商品の効果により洗濯用洗剤を使用して洗濯した場合と同程度に洗浄する効果、部屋干し臭の発生を防止する効果及び菌を 99%以上除菌する効果が得られるように示す表示をしていた。宮本製作所から提出された資料は裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。

宮本製作所は上記事実について一般消費者に周知し、今後同様の表示を行わないこと。

2. 本件に至る経緯

宮本製作所ではマグちゃんシリーズの発売（2013 年）にあたり、自社内の実験のほか、外部検査機関（日本食品分析センター、茨城県工業技術センター、島津テクノリサーチ、日立化成テクノサービス）に委託して行った検査結果に基づいて表示、広告等を行ってきました。

しかし、消費者庁において以下のような指摘があり、今回の措置命令に至りました。

- ・一般的な市販洗剤等が行っている試験に比べて検査を行った汚れ成分、臭気成分、菌種等の種類、検査件数が大幅に少ない。
- ・実際の洗濯機ではなくビーカー等によって行われた検査がある。
- ・添加した試薬の量が適切でない。

⇒従って、これらの検査結果では洗剤との同等性、代替性、除菌性の根拠として不十分であり景品表示法の優良誤認にあたる。

3. 宮本製作所の当面の対応

- (1) 一部全国紙に謹告文を掲載し周知します。（消費者庁の承認後）
- (2) 消費者庁の指摘をふまえた包材に刷新します。※5月中旬頃～順次対応予定
- (3) 広告やウェブサイト等の表示を修正します。
- (4) 汚れ、臭気成分等を大幅に拡充した実機試験を行い、エビデンスの補強、拡充を図ります。

4. 返品、お問合せについて

消費者庁の措置命令は洗剤との同等性、代替性等についての表示、広告の是正にとどまり、回収を命じたものではありませんが、製造元の宮本製作所にて返品窓口を設けることになりました。返品をご希望される場合は、下記の宮本製作所宛てに、着払いでお送りください。また、本件に関するお問合せにつきましても、同コールセンターまでご連絡ください。

宮本製作所返品窓口・コールセンター

株式会社宮本製作所 〒306-0215 茨城県古河市水海2393 電話 0120-113-683

ご住所、お名前、電話番号等連絡先を明記して着払いでお送りください。